

事 務 連 絡

令和 3 年 9 月 24 日

別記 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課

認知症施策・地域介護推進課

老 人 保 健 課

令和 3 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和 3 年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和 3 年 8 月から 9 月の間に改定公示のすべてが行われ、令和 3 年 10 月 1 日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴会におかれましても、傘下の会員等に対し、改定額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今年度の改定額を記載したポスター及びリーフレットを作成しておりますので、最低賃金の周知にあたっては、都道府県労働局にお問い合わせの上、当該周知広報にご活用いただければ幸いです。

なお、最低賃金に係る問合せにつきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談いただくようお願いします。

（参考：都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会